



安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援金について

電気料金高騰の影響を受ける市内事業者に対し、予算の範囲内において支援金を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とします。

1. 支援対象者

- ▶ 市内に事業実態がある事務所又は事業拠点を有する事業者
- ▶ 令和4年1月から令和4年12月の電気料金の合計額から令和3年の同期間に支払った電気料金を減じた額が48,000円以上であること
- ▶ 市内において今後も事業を継続すること
- ▶ 営業に関して必要な許認可等を取得していること

2. 給付額

令和4年1月から令和4年12月の電気料金の合計額から令和3年の同期間に使用した電気料金の差額（昨対差額）を基に、以下の表に定める金額を給付します。ただし、昨対金額は4.8万円以上30万円未満の場合は、昨対差額に1/3を乗じた金額を給付します。

昨対差額	給付額
4.8万円以上30万円未満	昨対差額×1/3（千円未満切捨）
30万円以上60万円未満	100,000円
60万円以上120万円未満	200,000円
120万円以上180万円未満	300,000円
180万円以上240万円未満	400,000円
240万円以上300万円未満	500,000円
300万円以上	700,000円

3. 申請期限

令和5年3月15日（水）※郵送の場合、3月10日（金）消印有効

4. 申請先

安芸高田市商工会（〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田979-2）

5. 事業主体

安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業実行委員会

安芸高田市電気料金 高騰対策事業者支援金

▶ 電気料金高騰対策事業者支援金とは

本支援金は、電気料金高騰の影響を受ける市内事業者に対して、予算の範囲内において電気料金高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とするものです。

▶ 支援対象者 次のいずれにも該当する者

- ① 安芸高田市内に事業実態がある事務所又は事業拠点を有する事業者
- ② 令和4年1月から令和4年12月の電気料金の合計額から令和3年の同期間に支払った電気料金を減じた額が48,000円以上であること
- ③ 安芸高田市内において今後も事業を継続する者
- ④ 営業に関して必要な許認可等を取得していること
- ⑤ 下記のいずれにも該当しない者
 - 安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する指定管理者
 - 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - 政治団体
 - 宗教上の組織若しくは団体
 - 安芸高田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

▶ 支援金額

最大 70万円

1事業者1回限り

令和4年1月～令和4年12月の間に使用した電気料金の合計額から、令和3年の同期間に使用した電気料金を引いた差額（昨対差額）を基に、下記の表に定める金額を給付します。

ただし、昨対差額が4.8万円以上30万円未満の場合は、昨対差額に1/3を乗じて算出した金額（千円未満切捨）が給付額となります。

昨対差額	給付額
4.8万円以上30万円未満	昨対差額に1/3を乗じた額 (千円未満切捨)
30万円以上60万円未満	100,000円
60万円以上120万円未満	200,000円
120万円以上180万円未満	300,000円
180万円以上240万円未満	400,000円
240万円以上300万円未満	500,000円
300万円以上	700,000円

給付額の計算例

【計算例①】

令和4年1月から12月の電気料金552,431円、
令和3年1月から12月の電気料金401,056円の場合
 $552,431円 - 401,056円 = 151,375円$
 $151,375円 \times 1/3 = 50,458円 \approx 50,000円$ （千円未満切捨）
この場合は、**50,000円**が給付額となります。

【計算例②】

令和4年1月から12月の電気料金3,389,030円、
令和3年1月から12月の電気料金1,967,851円の場合
 $3,389,030円 - 1,967,851円 = 1,421,179円$
この場合は、**300,000円**が給付額となります。

申請方法など、詳しくは裏面をご覧ください ▶

➤ **申請方法** 申請期限までに必要な書類を下記の申請先に提出してください。

〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 979-2
安芸高田市商工会 宛

※郵送される封筒には必ず「**支援金申請書在中**」とご記入ください。

※申請書の送付は特定記録郵便など記録が残る方法で送付してください。

申請期限 令和 5 年 3 月 15 日(水)

※郵送の場合は
3月10日(金)消印有効

➤ **必要書類**

<input type="checkbox"/> 安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援金給付申請書兼請求書 (様式第1号)	安芸高田市商工会 ホームページ 又は 安芸高田市役所 ホームページ からダウンロード
<input type="checkbox"/> 電気料金計算書 (添付様式) ※A4用紙に片面で印刷し (ホッチキス留め不可)、必要書類を添付して提出してください。	
<input type="checkbox"/> 安芸高田市内での使用が確認できる書類の写し (電気料金の請求内訳書等)	各自準備
<input type="checkbox"/> 電気料金を支払ったことが証明できる書類の写し (電力会社からの領収書等)	
<input type="checkbox"/> 確定申告書類の写し ※税務署の受付印が押された控え、eTAXの場合は電子申告日時が印字された控え又は「受信通知」を添付 ＜法人＞直近の事業年度の確定申告書別表1 及び 法人事業概況説明書 (両面) ＜個人＞令和3年分又は令和4年分の確定申告書B第一表 及び 所得税青色申告決算書 (1～4ページ) ※白色申告の方は収支内訳書 (両面)	
<input type="checkbox"/> ＜個人の方のみ＞身分証明書の写し (運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)	
<input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座通帳の写し ※表紙及び見開きページ	
<input type="checkbox"/> その他審査等に必要な書類 ※実行委員会より指示の無い場合は添付不要	

※申請にあたっては、「**申請ガイド**」及び「**Q&A**」を必ずご確認ください。

《問い合わせ先》

安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業実行委員会

安芸高田市商工会 TEL: 0826-42-0560

安芸高田市商工観光課 TEL: 0826-47-4024